



参加無料

あなたの職場のワーク・ライフ・バランスを一緒に考えましょう！

## 第2回「働き方改革のポイントと対策」

### 勉強会を開催します。

働き方改革関連法からあなたの会社での「働き方」を点検しましょう！！

「点検はお済みですか！？」

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行され、労働環境が大きく変わろうとしています。その中でも主な改正ポイントは、

- ★ 1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得の義務化（改正労働基準法）
- ★ 時間外労働の上限が規制（改正労働基準法）
- ★ 同一労働同一賃金（パート労働法 改め パート・有期雇用労働法）

などがありますが、1つのテーマにスポットを当て、勉強会を行ないます。

### 今回の勉強会のテーマは「時間外労働の削減について」です。

※時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、以下の回数、時間を超えることはできません。

- ・月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。
- ・年720時間以内
- ・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
- ・月100時間未満（休日労働を含む）

～ 働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるように ～

日 時：2019年1月9日（水）13:00～15:30

参加対象：事業主、人事労務担当者、総務担当の方等

場 所：那覇第2地方合同庁舎1号館2F大会議室（裏面地図参照）

所在地：那覇市おもろまち2-1-1 ※あっぱるタウン向かい側

# 【申込票】沖縄労働局 雇用環境・均等室 行

(FAX : 098-869-7914)

申込期限 : 2018年12月25日 (火)

働き方改革関連法に関する勉強会へ参加を申し込みます

会社名・団体名		
ご連絡先 所在地	ご連絡先 : TEL ( ) FAX : ( ) 所在地 : 〒	
フリガナ		参加人数
参加代表者名	(部署名・役職名 : )	名

<その他>

ご質問等にも対応いたします。

(例えば)

- ・就業規則の変更・作成
- ・残業の削減
- ・勤務間インターバル制度
- ・フレックスタイム制度
- ・変形労働時間制度
- ・労働時間の把握
- ・各種休暇制度
- ・助成金制度
- ・業務の効率化

- 参加を希望される方のお名前その他必要事項をご記入の上FAXでお申し込みください。
- 定員に達した場合は、参加される方全員がご参加いただけない場合があります。予めご了承ください。
- お申し込みの際に頂戴した個人情報、本会の開催に関する利用のみといたします。
- 当日は、参加される方の名刺を受付にご提出ください。

問合せ先：沖縄労働局 雇用環境・均等室

働き方・休み方改善コンサルタント 倉本、山川、岡田

(TEL098-868-4380)

会場案内  
※無料駐車場有り

